

横浜市職場実習事業

横浜市健康福祉局 障害自立支援課 就労支援係

横浜市職場実習事業のご案内

横浜市職場実習事業とは・・・

横浜市内に住む障害者が、一定期間、企業等の事業所に通い、必要な実習を行うことにより、就労が可能となることを目的に、一般の事業所にて、実習を受ける事業です。

■ 横浜市職場実習事業概要

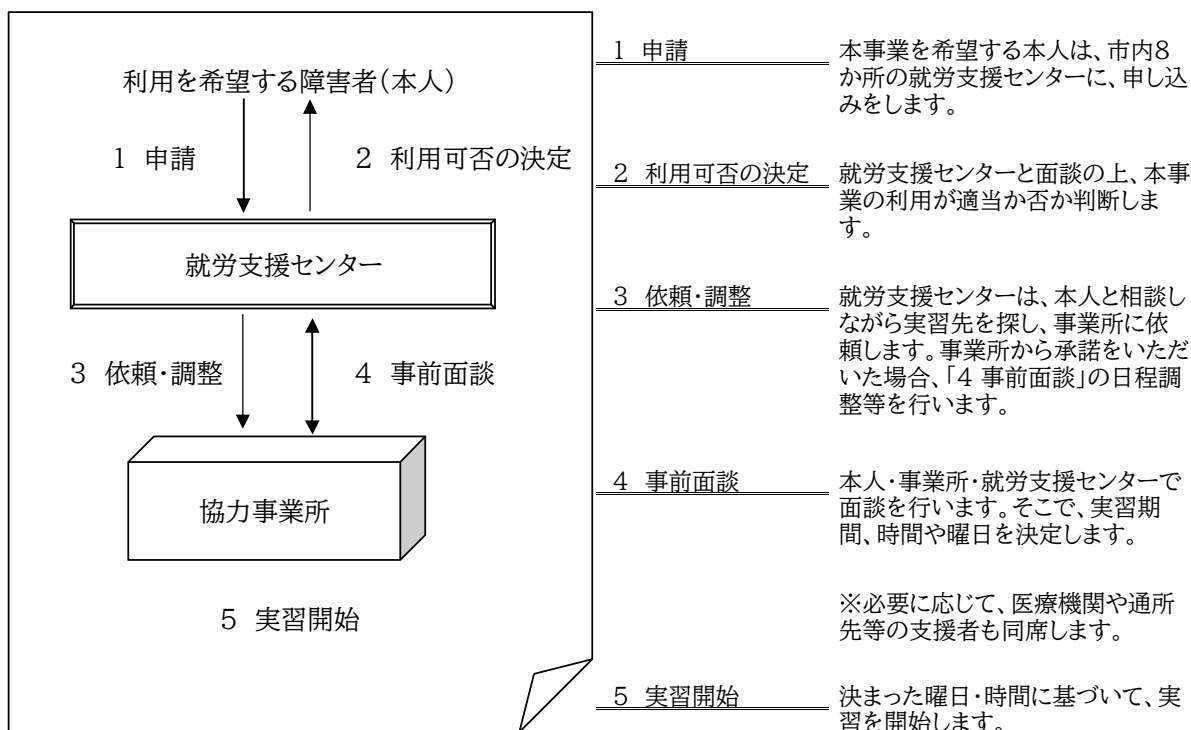
対象者	<p>以下の3つを満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 横浜市内に住む障害のある方 ◇ 横浜市障害者就労支援センター(以下、就労支援センター)に登録している方 ◇ 就労支援センターより、本事業の利用が適当であると認められた方 <p>※ 必要に応じて、医師の同意(意見書)の提出が可能です。 ※ 障害種別は問いません。また、手帳の有無も問いません。 ※ 年齢制限等はありませんが、未成年者の場合、保護者の同意が必要です。</p>
実習期間	<p>期間：原則2週間以内(最長1か月)</p> <p>※ 就労経験のない方や、自分にあう仕事分からない方などに、職場で働くことを体験してもらい、就労へのステップアップをはかります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習開始前に、事前面談を実施します。 ・ 1日あたりの実習時間は、事前の面談で決めます。 ・ 必要に応じて就労支援センター(右面参照)からスタッフが訪問します。 ・ 実習生に対しては1日あたり1,000円(例外あり)を、協力事業所に対しては1人1日あたり1,000円をお支払します。 (後日、就労支援センターよりまとめてお支払いさせていただきます。) ・ 実習生は実習期間中の事故に備えて保険に加入します。

主な実習先や実習内容

- ★事務補助 : データ入力、封入作業
- ★介護施設 : 介護補助、清掃
- ★保育園 : 配膳、清掃、洗濯等の補助
- ★スーパー : 品出し、商品陳列
- ★食品加工業 : 野菜の加工・袋詰め
- ★繊維製品製造業 : タオル・手拭いの袋詰め、箱の組立
- ★自動車工業 : 自動車部品の仕分け
- ★飲食店・喫茶店 : テーブルセッティング、簡単な接客、清掃、食器洗浄
- ★不動産業 : 建物の清掃
- ★葬祭業 : 清掃・食器洗い
- ★紙器加工業 : 段ボールのバリ取り・結束等
- ★廃棄物処理業 : 電子機器の解体、缶、ビン、ペットボトルの分別



■ 職場実習事業の流れ



■ 横浜市障害者就労支援センターとは

障害者の就労の促進と定着を図るための、就労相談支援機関です。

主な業務は・・・

- ①障害者・関係者に対する就労に関する相談
- ②就職に向けた支援(職場実習、職場開拓)
- ③就職後の職場定着支援(相談、訪問による支援、職場との調整等)
- ④事業主に対する障害者の雇用に関する相談 等を行っています。

就労支援センター 一覧

名称	住所	電話番号	FAX番号
横浜東部就労支援センター	神奈川区神奈川2-14-17 加瀬ビル3階 301号室	045-450-5181	045-450-5185
横浜南部就労支援センター	磯子区新杉田町8-8 ハマシップモール4階	045-775-1566	045-349-3740
横浜北部就労支援センター	緑区中山1-6-1 ミヨシズ・シードビル405	045-937-3384	045-937-2778
横浜西部就労支援センター	旭区柏町36-15 柏ハーモニビル202	045-390-3119	045-390-3129
横浜戸塚就労支援センター (スタート)	戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	045-869-2323	045-865-3172
横浜中部就労支援センター	西区平沼1-38-3 横浜エムエスビル4階	045-350-2044	045-350-2644
横浜上大岡就労支援センター	港南区上大岡西1-19-20 ワットビル104	045-844-4402	045-844-4403
横浜日吉就労支援センター	港北区箕輪町2-2-2 ケイケイビル 2階	045-560-1801	045-560-1808
横浜市精神障害者就労支援 センター(ばーとなー)※	港北区鳥山町1735横浜市 総合保健医療センター1階	045-475-0142	045-475-0106

※横浜市精神障害者就労支援センターについては、独自の実習制度を設けており、本事業は対象外です。

こんなメリットがあります！！



■ 企業様・事業所様にとっては・・

- ✓ 業務の効率化！！
- ✓ 社内コミュニケーションが、より活発に！！
- ✓ 障害理解 ・ 社会貢献 ・ CSR活動、障害者雇用に向けての準備に！！

■ 障害者にとっては・・

- ✓ 自分に合う職種探しに！！
- ✓ 『働く』体験に！！
- ✓ 働き続けるための訓練に！！



= 実習を受け入れた職場の声 =

職場の業務負担の軽減になった！

職場が明るくなり、コミュニケーションが活発になった！

職場全体の業務分担の見直しを行い、業務の効率化が進んだ！

業務の効率化が進み、超過勤務の縮減に繋がった！

障害のある方を理解するには、一緒に動くことが一番だと思う！

お客様にとって、常に整理されているきれいな環境を提供することができた！

分かりやすく丁寧に説明をしあり、声かけすることが、人材育成に活かされた！

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局 障害自立支援課 就労支援係 045-671-3992

kf-syuurou@city.yokohama.lg.jp